

「共謀罪」の廃止に向けた私たちのとりくみ

—6・15 強行採決から5年、共謀罪の廃止を求める市民の集い—

2022年6月15日

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会
共謀罪 NO！実行委員会

1. はじめに

5年前、2017年6月15日、安倍政権下で「共謀罪法（改正 組織犯罪処罰法）」が強行採決によって成立しました。

「共謀罪法」の実質的な国会審議の開始が4月6日の衆議院本会議だったことから、両実行委員会は合同で「6日行動」を行うこととし、その後の様々な行動だけでなく実行委員会の会議も合同で行うことを決めました。

両実行委員会（以下、「当実行委員会」と記す）の活動の主たる目的は、特定秘密保護法と共謀罪法の廃止です。そしてそのためにとりくんだことは、二法がつくられた背景を掘り下げ、状況を分析し、二法の廃止をめざした継続的な活動を積み重ねていくことでした。

そのとりくみのなかで、「監視社会化に反対」し、「プライバシー保護」の視点から「政府への情報集中と一元管理に反対」すること、などもあわせて当実行委員会の活動に位置付けてきました。さらに、昨今の注目すべき問題として、刑法「改正」に伴う「侮辱罪の法定刑引き上げ」に対しても声明を出すなどのとりくみをしてきました。

そして今、「共謀罪」の廃止について、改めて共通理解を深めるための提起を行いたいと考えます。

2. 「共謀罪法」の廃止をめざしたとりくみ

(1) 2つの事件をふりかえる。—2022年6月の「6日行動」院内集会から

2022年6月6日に行われた「6日行動」の院内集会での講演のタイトルは、「問われる警察の個人情報収集、市民監視」でした。

講師は名古屋から来てくださった弁護士の中谷雄二さん。院内集会後すぐに名古屋に戻るといふ強行軍にも関わらず、精力的に問題点に切り込んだ、とてもすばらしい講演をしてくださいました。

この日の講演は、中谷さんが代理人として裁判に関わった2つの事件を素材に、特に昨今、警察による監視社会化がじわじわと進行しつつある状況に警告を発するものでした。そして、その2つの事件の関係者がオンラインで参加し、事件をふりかえりながら、警察による捜査や監視の問題点を追及しました。

その2つの事件名は以下のとおりです。この事件名は、中谷さんが作成した当日の講演資料から引用しました。

- 1 名古屋白龍町マンション建設デッチ上げ事件
- 2 大垣警察市民監視事件

また、それぞれの事件の概要については、院内集会の告知時に当実行委員会が発信したメールに記載した文章を、引用して以下に示すのでご確認ください。

一つは、名古屋でマンション建設をめぐる暴行事件をデッチ上げられ逮捕され、無罪判決があった原告が警察に保管されている指紋、DNA、顔写真の抹消を求めた裁判で、警察にデータの抹消を命ずる画期的な判決がだされたことです。デッチ上げ事件に関して無罪判決があった以上、原告の指紋などの個人データが抹消されるのは当然です。

しかし、警察は原告の抹消の求めを拒否したのです。いままで警察が一度収集した個人情報を手放したことはありません。原告のたたかいは、こうした現状に大きな風穴をあけるものでした。

もう一つは、大垣警察市民監視事件です。警察は集めた市民の個人情報を風力発電事業者に提供していたのです。

原告は、警察が地域住民の個人情報を業者に提供し、また警察が事業者から情報提供を受けていたことは違法とし、損害賠償を求めました。裁判所は原告の訴えを認め、第三者への個人情報の提供を違法とし、損害賠償を認める判決をだしました。警察が市民の情報を収集することは適法としたことなどは問題ですが、第三者への提供を違法としたことは重要です。

名古屋のマンション建設をめぐる事件では、建設に反対する住民グループの正当な住民運動が、現場監督の虚偽の訴えにより暴力行為として警察の捜査の標的にされました。大垣警察の市民監視事件では、過去の正当な市民運動を例に、当該一般市民がこれから展開される事業を妨害するかのよう決め付けた警察が、その市民たちの個人情報を事業者に提供していたというような、警察によるプライバシー（＝人権）侵害が引き起こされました。

2つの事件はともに、犯罪など起こしていない市民の「人権」が、警察組織によって侵害されたものです。その市民は、憲法に基づく正当な市民運動を行った（行ってきた）というだけの、どこにでも存在する人物なのですが、そのような人たちが集まって運動をすることが、警察などの権力者には「危険な集団」像としてイメージされてしまうのかもしれません。

そのように考えたときに、これは5年前、私たちが「共謀罪」に反対するためにとりくんでいたときに懸念した、あいまいな「組織的犯罪集団の要件」に立ち返った議論が、重要になるのではないかと思います。この2つの事件から得られる教訓は、警察による個人情報の収集や保管が「警察法2条」を根拠に、警察の意思や判断のもとに行われていることの重大性ですが、そのような情報収集は、共謀罪の準備行為の捜査を名目に、私たちのような市民運動グループを対象にしても行われる（行われている）という認識に立つ必要が、残念ながらあるのかもしれません。

(2) 「6・15 強行採決から5年、共謀罪の廃止を求める市民の集い」から始められることは……。

前項でふりかえった2つの事件は、警察という権力が一般市民に対して行った人権侵害事件ですが、その背景には前述のような、一般市民をあたかも組織的犯罪集団であるかのように監視しようとする姿勢がうかがえます。

私たちはこの5年間、共謀罪法の廃止にとりくんできました。とりくみの過程では、私たち市民の運動が組織的犯罪集団として監視対象になる可能性も議論されました。国会審議のなかで政府は、世論の不安や不信を拭うために、まさにこじ付けともいえる答弁をくりかえしてきました。しかし、前項の2つの事

件には、そのような政府答弁とは異なる警察による捜査の実態が見られます。

本日の集会では、『共謀罪コンメンタール 組織犯罪処罰法 6 条の 2 の徹底解説と対応策』の編集および執筆に当たられた弁護士の小池振一郎さんによるお話がメインテーマですが、私たちは小池さんのお話を聞くだけでなく、そこからまた新たに、共謀罪法廃止に向けた行動を開始する必要があります。それはどのような行動なのか。これからいっしょに考えていきたいと思えます。

3. 「特定秘密保護法」の廃止をめざしたとりくみ

(1) 二法（情報公開法と公文書管理法）の改正に向けた確認ととりくみの方向性

1. 当実行委員会での確認

特定秘密も法律上は公文書管理法に則って運用されなければならないので、特定秘密保護法を考えるときには、公文書管理法を視野に入れることがとても重要です。

そこで私たちは、情報公開法と公文書管理法の改正によって、特定秘密保護法廃止への道筋を見出したいと考えました。その改正に際しては、行政文書だけでなく立法文書や司法文書も、公文書管理法で規定できるようにすることを視野に入れていきます。

公文書がつくられ、管理されていても、情報公開の壁が厚く、また高くでは知る権利は守られません。さらに、情報公開法が整っていくことによって、公文書の管理を充実させざるを得なくなるような環境づくりが望めます。この二法は、まさに車の両輪であると考えます。この二法が整備されることで、特定秘密保護法の廃止への道筋が、よりはっきりすることになると、当実行委員会は確信します。

2. 当実行委員会が想定する「二法の改正」

前項で記した確認のもと、2021 年 7 月から改めて、情報公開法と公文書管理法の改正をめざすとりくみを開始しました。具体的には、廃案になった野党提出の二法の改正案をベースに、どのような改正が望ましいか、どのような改正をめざすかという議論を行い、その結果をこれまで二法の改正にとりくんできた各政党に示し、ともに改正にとりくむことを働きかけていこうというものです。

とりくみに際しては、焦点化できて問題点を掴みやすい事例として、森友事件の「赤木ファイル」や、入管で命を落としたスリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさんを巡る、国の情報開示や公文書管理の問題を取り上げ、数回にわたり議論を行いました。その結果、当実行委員会として、以下のような、二法の改正に向けた一定の方向性を見出すことができました。

ただし、これがゴールではなく、今後も研究や討議を積み重ねて、よりしっかりとした条件整備を行っていきます。

① 情報公開法の改正

- 1) 第 1 条（目的）に「国民の知る権利」を明記する。
- 2) 第 2 条（定義）第 2 項から「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして」という文言を削除する。
- 3) 市民による情報公開請求について、行政機関が決定に要する期限の短縮（第 10 条）、費用の軽

減（第16条）などを行う。

- 4) 第5条（行政文書の開示義務）については、不開示情報を可能な限り制限する。また、ヴォー
ン・インデックスやインカメラ審理を積極的に導入する。
- 5) 市民が行政情報を積極的に利用できるように、分かりやすい情報提供を行政に求める。

② 公文書管理法の改正

- 1) 条文に「知る権利」を位置付ける。
- 2) 第2条（定義）から「組織的に用いるものとして」という文言を削除する。
- 3) 他の法律の規定にとらわれず、独立した規則として、公文書管理法に定める規定を優先させる。
- 4) 行政側が独自の解釈で法の運用をするのではなく、誰が携わっても同じ経緯・結果になるよう
な運用を行うように、公文書の作成から保管までを具体的に条文に明記する。
- 5) 公文書の保存期間の上限について、30年原則を明記する。
- 6) 保存期間を1年未満とする公文書については、その基準を条文で明確にする。
- 7) 閣議・閣僚会議等の議事録の作成・公表を義務付ける。
- 8) 公文書管理法に「罰則規定」を設ける。

(2) 二法の改正に向けた論点整理

2021年12月6日に行った集会で、三木由希子さん（情報公開クリアリングハウス理事長）に、「情報公開法・公文書管理法の改正をめざして」というテーマで講演をお願いしました。三木さんには事前に、前項に記したような2021年7月から行った議論の経緯や二法の改正に対する当実行委員会の方向性などをお伝えして、その内容に対する忌憚のない意見を述べていただくという、特殊な講演依頼でした。

三木さんはこのような特殊な依頼に対し、とても真摯に向き合ってくださいだったので、当実行委員会にとってはまことに有意義な講演となりました。

そして講演結果から、「三木さんからの指摘」、「問題の本質」、「運動の視点と具体的な行動」というように論点整理を行い、次の表を得ることができました。

三木さんからの問い掛け	問題の本質	運動の視点と具体的な行動
<p>◇政治のアカウントビリティがどこまで意識されていたか？</p> <p>◇政治のアカウントビリティが希薄なかで、実務レベルのアカウントビリティが徹底できるのか？</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>❖二法の制度の問題である以上に、法を実行・運用する組織の問題であること。</p> <p>❖特に、行政組織（実務レベル）と政務・幹部（政治レベル）の関係の問題であること。</p> <p>❖「違法でなければ良い」という政府・政治の傾向が顕著に出ている問題であること。</p>	<p>◇自衛隊日報問題、森友学園問題、加計学園問題、桜を見る会名簿、日本学術会議問題、新型コロナ政府対応記録、etc、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 政治問題の公文書管理問題化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 政治レベルのアカウントビリティの問題</p>	<p>◆政治レベルへのアプローチを考える。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 情報公開法と公文書管理法の改正をセットで考える。</p> <p>➢ セットで考えることの意味を与野党の議員に浸透させる。</p> <p>⇒情報の所有者は誰か（主権者＝国民主権）という認識と、公文書管理の必要性（行政の記録＝政治の足跡を後世に残す）ことの意義を明確にして、与野党にアプローチする。</p>
<p>◇公文書管理を巡る過去の経緯をふりかえる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>❖官僚主導におけるアカウントビリティをベースにした行政文書管理を下敷きに公文書管理法ができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>❖安倍政権下での一連の不祥事を受けた行政文書管理ガイドラインの改正 ⇒政治が行政の不始末を「指導」する構造になった。</p> <p>❖情報の非公開により政治が行政に守られる構造。</p> <p>❖政治が法制度の解釈運用を歪める現象。</p>	<p>➢ 制度の形骸化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 情報公開法、公文書管理法の「要所を押さえ」、「技術的改正」を考える。</p>	<p>◆具体的な改正内容へのアプローチを考える。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 情報公開法の要所を押さえる。</p> <p>⇒利益と比較衡量、インカメラ審理の導入、デジタル化への対応、etc.</p> <p>➢ 情報公開法の技術的改正を考える。</p> <p>⇒開示請求権の対象範囲の見直し、不開示規定の見直し、etc.</p> <p>➢ 公文書管理法の要所を押さえる。</p> <p>⇒組織の活動・機能を示す記録は行政文書に包摂されるような枠組みにしてい く、etc.</p> <p>➢ 公文書管理法の技術的改正を考える。</p> <p>⇒文書の作成義務の範囲の</p>

三木さんからの問い掛け	問題の本質	運動の視点と具体的な行動
		見直し、行政文書の廃棄審査のプロセスの見直し、etc.

当実行委員会は、この論点整理をもとに、二法の改正に向けたとりくみを、さらに推し進めていきます。

4. 根源的な課題に対するウィングを広げたとりくみ

(1) 個人情報保護と監視社会化へのとりくみ

過去の例ですが、桜を観る会の参加者名簿の廃棄の事例を見ても明らかなように、公文書を公開しない理由に個人情報の保護が上げられるケースが増えています。個人情報の保護とは何かということ、再度ここで見つめ直す必要があるのではないのでしょうか。個人情報がしっかりと定義され、保護されることにより、本来国会やメディアによって明らかにされるべき重要な情報が、個人情報保護を理由に不当に隠されることを回避できるようになるはずです。

個人情報の保護については、個人情報保護法の改正を EU の GDPR との関係でも捉えておきたいと思います。

GDPR について、私たちが重要視しているのは、「データポータビリティ権」です。個人情報はその人個人のものであり、企業が勝手に使うことはできないことを明確にすることが重要です。たとえば、GDPR では「個人データ」を「識別された自然人または識別可能な自然人」つまり、オンライン識別子（クッキーや IP アドレスなど）も含め、「複数の要素を参照しなければ識別されうる状態にならない情報」にまで条件を広げているのに対し、個人情報保護法の「個人情報」の定義は、オンライン識別子は対象にしておらず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものです。

さらに国は、「データの利活用」に力を入れています。一般市民が自分の情報を金に換えるというメリットに惑わされた結果、企業が個人情報の集積場となり、それがさらに許認可の関係で官公庁に上がっていく危険性、そして行政に個人情報が集中していく未来が想像できます。

このように、「個人情報保護」を謳いながら、一方では個人情報を集め、それを国家レベルで利用しようとする動きは、デジタル庁の創設や、マイナンバーカードの普及促進とも符合しています。この先にはスマートシティ構想やスーパーシティ構想、自動運転システムなども連動してくると考えられます。さらには、AI を取り入れた監視カメラシステムなども想定され、まさに監視社会化が進んでいる証といっても過言ではありません。

(2) 表現の自由を守るとりくみ

「特定秘密保護法」と「共謀罪法」の廃止を求めるとりくみのなかで、当実行委員会は、この二法が知る権利や表現の自由を制限する悪法だという視点を明確にしてきました。

そして昨今の「侮辱罪の法定刑の引き上げ」に対しても、表現の自由を萎縮させるという批判を行いました。

さらに侮辱罪については、次のような問題点が指摘されています。たとえば、

- ❖ 法定刑引き上げのきっかけはネットでの誹謗中傷を規制することにあつたが、対象が拡大され、メディアによる政治家批判なども、場合によっては対象となる可能性がある。法定刑引き上げの「立法事実」はどこにあるのか。
- ❖ 罪刑法定主義に照らして、実行犯逮捕などの基準があいまいなまま、法律に明記されていない。「政令」や「規則」による規定は現場の恣意的な判断を生むことになり、人権侵害や冤罪に繋がる危険性がある。

などです。

これらの問題点について、当実行委員会は侮辱罪の法定刑引き上げに反対する「声明」を出しました。

5. まとめ

当実行委員会は、これまで述べてきたように、特定秘密保護法と共謀罪法の廃止をめざしてとりくみを続けています。その過程では、継続的に宣伝行動や集会を行ってきました。さらに、それらの行動とあわせて廃止署名活動も行ってきました。また、上記二法の廃止を求める私たちと同じ考えをもつ野党にはたらきかけて、廃止法案の提出を求める活動もしてきました。その成果といえるかどうかは分かりませんが、二法の行使による逮捕者は、まだ出ていません。当実行委員会は、私たちが今まで行ってきたとりくみを、継続して行っていくことが重要と考えます。

さらに、昨今の政治・社会情勢の展開に目を向けると、「根っ子は同じ」と思われる、「人権」を侵害するような状況が生まれつつあります。そのような状況への対応については、特定秘密保護法と共謀罪法の廃止を主軸としつつ、その都度当実行委員会内で活発な議論を行って、とりくみを考えていくこととなります。

これからも、目的を同じくする人たちと連帯して、特定秘密保護法と共謀罪法の廃止、そして人権を軽視したり制限したり侵害したりする行為や法律に反対するとりくみを進めていきます。

(2022年6月15日／文責：前田能成)